

26頁で検討されたリスク低減措置案さらにその措置案を実施した場合の想定リスクについて、リスクアセスメント担当者及び推進メンバー（又は安全衛生委員会等）による会議で審議し、事業場としてリスク低減措置の実施優先度を判断し具体的な活動へ進みます。

リスクアセスメント担当者は、実施する低減措置と実施の仕方が決定した後、改善のためのスケジュールに従って実施・評価します。

リスク低減措置を実施した後は、特定された職場に潜在する危険性又は有害性等について、作業者の意見を求め、再度、リスクの見積りを行い、リスク低減の効果と作業性、生産性や品質に及ぼす影響を確認し、改善後も大きなリスクが残留している場合には、さらなるリスク除去・低減措置を検討し、改善を実施する必要があります。

留意事項

改善後に新たな危険性又は有害性が生じていないかを確認することも大切です。万が一、新たな危険性又は有害性が生じた場合には、そのリスクの優先度が高いものか否かを確認し、もし、高いリスクであった場合には、新たに生じた危険性又は有害性についても、リスク除去・低減措置を検討し改善を実施しなければなりません。